

# 企業再生支援機構節電行動計画

平成 23 年 6 月 28 日  
株式会社企業再生支援機構

「夏期の電力需給対策について」（平成 23 年 5 月 13 日電力需給緊急対策本部決定）を踏まえ、「企業再生支援機構節電行動計画」を以下のとおり定める。

## 1. 実施期間

「企業再生支援機構節電行動計画」（以下「本計画」という。）の実施期間は、原則、平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までの間とする。

## 2. 対象施設

本計画の対象施設は、大手町ビルのうち、企業再生支援機構が使用している施設とする。

## 3. 目標

実施期間中、「大手町ビル」※の施設全体の使用最大電力を、昨夏ピーク時電力に比して▲15%以上抑制することを目標とする。

※ 企業再生支援機構は、三菱地所ビルマネジメント（株）が管理する「大手町ビル」に入居していることから、三菱地所ビルマネジメント（株）からの節電依頼に協力するとともに、大手町ビル内の他の入居者（テナント等）（以下「他のテナント」という。）と協力して、大手町ビル全体での目標の達成に取り組む。  
また、使用最大電力の抑制にとどまらず、実施期間を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

## 4. 節電に係る取組みの内容

### （1）基本的考え方

- ① 企業再生支援機構の専有部分（大手町ビル 9 F）については企業再生支援機構単独で、他のテナントとの共用部分については他のテナントと協力して、目標を達成するため、照明、OA機器、空調等に係る使用電力を抑制する。
- ② 執務室内の環境悪化を回避するよう配慮する。

### （2）具体的な節電の取組み及び節電効果

- ① 計画的な使用電力の抑制※

以下ア～エのような取組みを実施することにより、企業再生支援機構（専有部分）の使用電力について、前年7～9月期合計比 ▲15%以上の抑制を見込む。

※ 大手町ビル全体の目標達成の検証については、三菱地所ビルマネジメント（株）において行われる使用電力の検証結果を確認する。

ア. 照明に係る節電

- ・ 執務室内3割以上の消灯
- ・ 不要箇所（不在室、不在時）の照明消灯

イ. OA機器等に係る節電

- ・ 使用していないOA機器等の電源プラグを抜くことによる待機電力の削減
- ・ PCのディスプレイの照度（輝度）調整、節電モードの活用
- ・ 複合機の低電力モード移行時間の短縮

ウ. 空調に係る節電等

- ・ 空調設定温度を原則28℃とする
- ・ サーバ室の温度設定の見直し
- ・ 服装の更なる軽装化の推奨（平成23年10月31日までの間とする）  
現在の「ノーネクタイ、ノー上着」に加え、半袖シャツ、開襟シャツ、これに類する襟付きシャツ等の夏向きの服装を可とする。  
※色柄の極端に華美なものなど、礼節に劣るものは除く

エ. 共用部分に係る節電（ビル側で実施するもの）

- ・ 基本空調設定温度を原則28℃とする
- ・ エントランス・共用廊下等ビル共用部照明の消灯及び減灯
- ・ エレベーターの運転台数の削減
- ・ ウォシュレットの便座ヒーター停止
- ・ ジェットタオル使用停止
- ・ 手洗用温水停止
- ・ 共用部給湯室の一部停止

以上